中国「国家資本主義」のリスク

―「国進民退」の再評価を通じて

調査部 環太平洋戦略研究センター 主任研究員 三浦 有史

要 旨

- 1. 中国では、近年、国有企業が存在感を高め、民間企業が市場からの退出を余儀なくされる「国進民退」についての議論が盛んになされるようになっている。この背景には、リーマン・ショック後の4兆元の景気対策を機に国有投資が高い伸び率を示したことや国有企業による民間企業の買収が相次いだことがある。
 2. 政府は「国進民退」を否定するものの、急成長を遂げている「有限責任」と「株式有限」という新たな出資形態を採る企業の資本金出資構成は複雑であり、仮にこの二つの全てを「公有」としてカウントすれば、「国進民退」は必ずしも的外れとは言えない。「国進民退」の評価おいては、「有限責任」と「株式有限」をどのように位置づけるのか、とりわけ最大の出資者である法人資本の属性を特定する必要がある。
- ように位置づけるのか、とりわけ最大の出資者である法人資本の属性を特定する必要がある。
 3. 工業統計に記載されている「国有持ち株」企業の払込資本金の構成を明らかにすると、「その他有限責任」と「株式有限」における法人資本の一部は国有企業の出資と見なすことが出来る。そのなかでも特に規模の大きい企業は政府が経営支配権を持つ「国有持ち株」企業である。
 4. 企業数でわずか6.1%を占めるに過ぎない「国有および国有持ち株」企業は、依然として工業生産、利潤総額、営業収入の4割、所得税の5割、そして、資産、負債、所有権益の6割を占める。1社当たりという規模、あるいは就業者1人当たりの生産性といった点からみても、同企業は圧倒的な優位性を保持しており、その他の所有形態の企業とは全く別の発展経路を辿っている。
 5. 「国有および国有持ち株」企業が競争力を高めている背景には、法人資本による国家資本の代替を通じて企業の大規模化が図られていること、そして、工業生産の
- 「四月および国有持ち株」企業が競争力を高めている背景には、法人資本による国家資本の代替を通じて企業の大規模化が図られていること、そして、工業生産の7割を占める①電力・熱力生産供給、②交通運輸設備製造、③石油・コークス・核燃料加工、④黒色金属精錬・圧延加工、⑤石炭採掘・選炭、⑥石油・天然ガス採掘、⑦タバコ製造が「国有および国有持ち株」企業の中心となっていることがある。市場経済化の優等生とされた中国は、実は所有制改革という点で市場経済化後進国になっており、投資効率の低下や分配面における歪みの拡大といった問題が顕在化しつつある。サービス業については、下巻はいませない。
- 超が顕任化しつつめる。
 6. サービス業については、工業ほど所有形態別の統計が整備されていないものの、市場を独占ないし寡占する巨大「国有および国有持ち株」企業の存在がその優位性を高める源泉となっているという工業と同様の特徴がみてとれる。中核産業における独占を維持することで、経済全体に対する支配力を保持し、経済開発と市場経済化を進めるというのが共産党のそもそもの方針であり、市場経済化によって自動的に「国退民進」が進むと考えるのは的外れな期待といえる。
 7. 「有限責任」など民間企業の形態をとりながら最終的な経営支配権を政府が保有する。
 「有限責任」など民間企業の形態をとりながら最終的な経営支配権を政府が保有する。「同支持な秩」へ業は、社会主義国家の建設を標榜しながらまま場際囲る取り 6. サービス業については、
- 「有限責任」など民間企業の形態をとりなから最終的な経宮文配権を政府が保有する「国有持ち株」企業は、社会主義国家の建設を標榜しながらも市場原理を取り入れる中国とベトナムだけにみられる極めて特殊な企業形態である。国有と私営との中間に位置するグレーゾーンの最終的な経営支配権が誰にあるのかを突き止めることは難しいものの、業種別にみると、法人資本は国家資本を補強あるいは補完するかたちで配置されており、中国における「有限責任」および「株式有限」企業の台頭は私営企業の発展の結果ではなく、国有企業の自己増殖の結果という側面が強いようにみえる。
- 側面が強いようにみえる。
 8. 私営企業の発展度を市場経済化の熟度を測る指標にすると、工業生産における私営企業の発展度を市場経済化の熟度を測る指標にすると、工業生産における私営企業の地域別分布にはかなりの偏りがあることが分かる。経済発展の進んだ地域ほど私営企業が発展しているという現象が見られないことが、中国の「民進」の特徴であり、成長率の高い地域が沿海部から内陸部に移る「西高東低」は「国退民進」ではなく「国進民退」によってもたらされている。
 9. 国務院国有資産監督管理委員会(SASAC)は5カ年計画(2011~2015年)における核心的目標は政府の主導下で世界一流の企業を作ることにあるとしている。しかし、この野心的な戦略が経済発展モデルの転換という高次の政策目標の妨げになっていることは明らかである。次期指導部は、早晩、①国有として保持すべき分野についての再確認と新たな線引き、②所有形態や企業規模に依存しない公平な競争環境の創出、③「国有および国有持ち株」企業に対するガバナンスの強化について議論せざるを得なくなるであろう。 について議論せざるを得なくなるであろう。

目 次

はじめに

I.「国進民退」をどう評価するか

- (1) 「国退民進」から「国進民退」へ
- (2)「有限責任」と「株式有限」の台 頭
- (3)「有限責任」と「株式有限」における法人資本の属性

Ⅱ. 工業における「国進民退」 の実態

- (1) 高まる国有の競争力
- (2) 優位性の源泉は規模拡大と7業種支
- (3)「優等生」から「後進国」へ

Ⅲ. 「国進民退」の実像

- (1) 市場占有率から実効支配重視へ
- (2)「中企」の不動産開発が示すグレー ゾーンの拡大
- (3) 「民進」の実態―「西高東低」の 虚実

おわりに

はじめに

アメリカでは、近年、新興国の台頭により世界経済における競争ルールが変わることに対する警戒感が高まっている。世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)の若手グローバル・リーダーに選出されたイアン・ブレマーは『自由市場の終焉 国家資本主義とどう闘うか』(日本経済新聞社)において、中国やロシアに代表される市場原理を導入しながらも権威主義的な政治体制を維持する国々を「国家資本主義」(state capitalism)と位置付け、グローバル経済と自由市場の脅威になると警告した。

「国家資本主義」の特徴は市場原理を取り入れるものの、国家が経済主体として支配的な役割を果たす点にある。政府は効果的で公平なルールを保証するレフリーとして機能することではなく、プレイヤーとレフリーを兼ねることで国際競争力を高めるとともに体制維持を図ろうとする。米議会の諮問機関である米中経済安全保障委員会(U.S.-China Economic and Security Review Commission)は、2011年10月、「中国における国有企業と国家資本主義の分析」と題する報告書を発表し、国有企業の役割を過小評価すべきではないとした。

中国の「国家資本主義」はアフリカや中近 東の産油国に対する国家資本を総動員した支 援というかたちで具体化され、先進国の注目 を集めた。支援対象はいずれもガバナンスが良くないとされる国々であり、民主主義と市場経済を重視する先進国にとって、支援は「国家資本主義」そのものの輸出であり、中国の影響力拡大が国際政治の力学を変えかねないと捉えられたからである(三浦「2011」)。

しかし、中国の支援が成功を収めているとは言いがたい。アンゴラは支援によって原油輸出が急増し、世界で最も成長率が高い国に浮上したものの、南北分離が決まったスーダンや政権が崩壊したリビアについては支援が水泡に帰す可能性が高い。脅威とみなされた「国家資本主義」はリスクの高い経済モデルであることが露呈したのである。

このことは中国の国内経済においても言える。わが国では、市場の有望性と不動産市場の過熱といった目先の問題に関心が向かいがちであるが、中国は、①経済発展に伴い第一次産業から第二次産業、第二次産業から第三次産業へと就業人口および国民所得に占める比率の重点がシフトしていくペティ=クラークの法則が成立しない(三浦[2010a])、②高い経済成長を遂げているにもかかわらず、それに見合った雇用が創出されない(IMF[2011])、③労働分配率が極端に低いうえ、所得格差が極めて大きいため、個人消費が成長の牽引役にならない(三浦[2010b])、といった構造的な問題を抱えている。

これらは全て「国家資本主義」によって引き起こされた問題といえる。中国では、国有

企業改革が進められたことで、国有企業が 徐々に市場から退出し、民間企業が台頭する 「国退民進」の時代が到来したとされた。し かし、近年は国有企業が存在感を高め、民間 企業が市場からの退出を余儀なくされる「国 進民退」についての議論が盛んになされるよ うになっている。本稿では、「国進民退」の 再評価を通じて「国家資本主義」の抱えるリ スクを明らかにする。

まず、中国国内における「国進民退」を巡る議論を整理したうえで、「国進民退」をどのように評価すべきかについて検討する(I)。次に、所有形態別統計が整っている工業に焦点をあて、「国有および国有持ち株」企業が優位性を高めている半面、それにより投資効率の低下や所得分配に歪みが顕在化していることを指摘する(II)。最後に、建設業やサービス業を分析の対象に加え、「有限責任」や「株式有限」企業の台頭は市場経済化による私営企業の発展の結果ではなく、国有企業の自己増殖の結果であることを指摘する(II)。

I. 「国進民退」をどう評価するか

中国企業は国有と私営という単純な二極構造では捉えられない複雑な所有構造を有している。まず、「有限責任」および「株式有限」といった成長著しい企業、そして、「国有持

ち株」企業の所有構造に焦点をあて、「国進 民退」をどう評価すべきかを考える。

(1) 「国退民進 | から 「国進民退 | へ

中国は対外開放と市場経済化を進めること で1980年以降目覚ましい経済成長を遂げてき た。市場経済化の柱は国有企業改革であった。 1995年の共産党第14期中央委第4回全体会で 大企業を国有として残し、小規模企業は民営 化する「抓大放小」路線が公式に認められ、 1997年の第15回全国党大会では「国有企業の 戦略的再編 | が打ち出された(今井 [2002])。 「国有企業の戦略的再編」は、1999年の党第 15期中央委員会第4回全体会議で採択された 「国有企業の改革・発展の若干の重要問題に 関する決定」(注1)で、①安全保障にかか わる産業、②鉄道や電力などの自然独占産業、 ③公共財・サービスの提供にかかわる産業、 ④ 基幹およびハイテク産業については引き続 き国有企業が主導し、それ以外は民営化を進 めるという方向で具体化された。

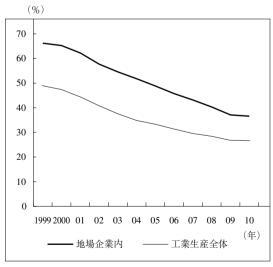
1998年に就任した朱鎔基首相(当時)の下で国有企業改革が強力に推し進められた結果、国有企業は、企業数はもちろん就業者や付加価値においてもその割合を劇的に低下させた。これを受け、中国では「国退民進」時代の到来とされた。『中国統計年鑑』では「国」か「民」か、という所有形態別の統計が整備されている部分はそれほど多くないが、工業統計には「国退民進」がはっきりと現れてい

る (図表1)。

図表1でいう国有企業とは国によって全ての資産が所有されている企業を指し、国有だけでなく、「国有独資有限責任」、「国有共同経営」(中国語では「国有朕营」)といった企業が含まれる。一方、「国有持ち株」(中国語では「国有股份」)企業とは、「国家が所有する資本が他のどの単独の出資者よりも多く、政府が経営支配権を有する」企業を指す。約10年間で外資を含む工業生産に占める「国有および国有持ち株」企業の割合は5割から3割へ、地場企業内の割合をみても7割から4割へ減少した。

同様のことは、所有形態別のデータが整備 されている都市就業者統計でも確認出来る。 都市就業統計では、工業だけでなくサービス

図表1 工業生産に占める国有および国有持ち 株企業の割合

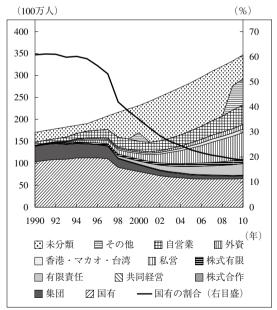


(資料) CEICより作成

業を含む就業構造を所有形態別に、①「国有」、 ②「集団」、③「株式合作」、④「共同経営」、 ⑤「有限責任」、⑥「株式有限」、⑦「私営」、 ⑧「香港・マカオ・台湾」、⑨「外資」、⑩「自 営業」に分類している。「未分類」はどこに も分類されない就業者で、そのほとんどは未 登記自営業と考えられる。

中国は農業で生み出した余剰を工業に充当することで早期の工業化を遂げるという社会主義工業化を目指していたため、国有企業は都市部に存在する。図表2から、かつて6割を占めた都市の就業人口に占める国有企業の割合が1990年後半に劇的に減少し、現在では2割程度に過ぎないことが分かる。これらの

図表2 所有形態別にみた都市就業構造



(資料) CEICより作成

データを見る限り、「国進民退」という批判 は全く的外れといえよう。

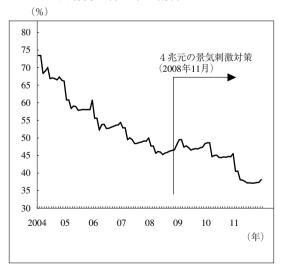
しかし、中国ではこれまで何度か「国進民 退」の議論が盛り上がった。最初は2004年で ある。同年1~3月期の都市の固定資産投資 は前年同期比47.8%増と非常に高い伸びを示 し、実質GDP成長率も前年同期比9.8%となっ たことから景気過熱への懸念が高まった。政 府は、重複投資による過剰生産が顕在化して いる鉄鋼、アルミ、セメントを生産する国有 企業に投資の抑制を求めるとともに、準備率 の引き上げや金利の引き上げを通じた金融引 き締めを図った。この時、中国経済体制研究 会公共政策研究所の鐘所長は、鉄鋼業を例に、 私営企業の生産性は国有企業の二倍に達して いるにもかかわらず、金融引き締めの影響を 受けるのは民営企業だけであるとして、生産 性の低下や健全な市場経済の発展を阻害する 「国進民退」に強い懸念を表明した(鐘 [2004])

「国進民退」の議論はその後下火となったものの、2009年から再びメディアや経済学会を賑わすこととなった。清華大学が中心となって作成している学術論文データベースでは、2008年にわずか6件であった「国進民退」を扱った論文数は2009年に194件、2010年に153件に増えた(注2)。その要因の一つは、リーマン・ショック後の4兆元の景気対策を機に国有投資が高い伸び率を示したことである。図表3に見るように、固定資産投資に占

める「国有および国有持ち株」企業の割合は 2008年末からほとんど低下していない。公共 事業の受注や銀行による優遇融資など、景気 対策の恩恵を受けたのが「国有および国有持 ち株」企業であったためである。

国有企業による民間企業の買収が相次いだことも「国進民退」の議論を再燃させる要因となった。その一つは、食品最大手の国有企業中糧集団有限公司とシンガポールの政府系ファンドおよび米系投資銀行が共同で設立した厚朴投資管理公司による内蒙古蒙牛乳業株式有限公司の買収である。前2社は、2009年7月、香港証券市場に上場している内蒙古蒙牛乳業株式有限公司に61億香港ドルを出資、

図表3 国内固定資産投資に占める国有および 国有持ち株企業の割合



(注)農家を含まない。 (資料) CEICより作成 株式の20%を取得し、筆頭株主になった。もう一つは、国有企業山東鉄鋼集団による日照 鉄鋼株式集団有限公司の買収である。前者は、 2009年8月、後者の株式の三分の二を取得し、 傘下に収めた。

一連の買収が注目を集めた理由は、内蒙古蒙牛乳業株式有限公司と日照鉄鋼株式集団有限公司が市場経済化とともに業績を伸ばした民間企業の成功例として見なされていたからである。内蒙古蒙牛乳業株式有限公司の2008年の売上高は239億元であり、わずか10年で売上を600倍超に伸ばし、乳製品生産量でトップの座を占めるまでになった(注3)。同社は2007年の売上ベースで見た中国トップ500企業の255位に位置する。一方、日照鉄鋼株式集団有限公司は2003年の設立にもかかわらず、トップ500企業の177位にランクされた。

もう一つの理由は買収を機に民間企業を取り巻く経営環境の厳しさが改めて浮き彫りになったことがある。中国では、2008年にメラミン混入粉ミルクが原因で乳幼児が腎不全に陥る事件が多発し、乳業業界全体の業績が大幅に悪化し、中国蒙牛乳業有限公司も創業以来初となる9億元の赤字を余儀なくされ、中糧集団有限公司(トップ500企業の26位)に買収されることとなった。中国蒙牛乳業有限公司は、中糧集団有限公司と手を組むことで、さらなる事業拡大を目指すことを買収受け入れの理由に挙げたが、金融機関からの融資が受けられなくなったことによる、やむをえな

い措置との見方がある(注4)。日照鉄鋼株式集団有限公司の買収についても、2009年1~6月期の利潤が18億ドルの同社を13億ドルの赤字を計上する山東鉄鋼集団が買収出来たのは、鉄鋼産業の集約を図りたい工業・情報化部の指導があったためとされる(注5)。

政府は図表1および2のデータを持ち出し、「国進民退」を否定する。投資についても図表3はあくまで一時的な現象であり、既に「国退民進」に戻ったとしている。清華大学の学術論文データベースをみても「国進民退」を扱う論文は2011年に35件に減少した。しかし、これは必ずしも政府の指摘するように「国進民退」が間違いであると認識されようになったことを意味しない。「国進民退」の議論は、次の事件にかかわる報道で見られるように、所有制に起因する経営のインセンティブの問題へと移行しつつある。

2011年末、国家品質検査総局は200種類の 乳製品を検査し、内蒙古蒙牛乳業株式有限公司の製品から基準値を超える数種類の発がん 性物質を検出したと発表した。同社は消費者 に謝罪するとともに製品の回収を決定したも のの、一部のメディアは、原因は誠実と信用 を社是として発展してきた同社が買収を機に 消費者ではなく、株主の利益を優先するよう になったこと、つまり、「国進民退」によっ てもたらされた結果であると批判し た(注6)。

(2)「有限責任」と「株式有限」の台頭

「国進民退」を否定する政府の主張には重大な欠陥がある。政府は、所有形態別統計が整っている工業生産や固定資産投資における「国有および国有持ち株」企業の割合の低下や都市就業者に占める非国有部門の割合の上昇を理由に「国進民退」は当たらないと主張してきた。「国有および国有持ち株企業」の対極にあるのが私営企業であり、工業生産、就業者、固定資産投資に占めるその割合は確かに上昇している。しかし、中国企業はもはや「国」か「民」か、という単純な二極構造ではなくなっている。

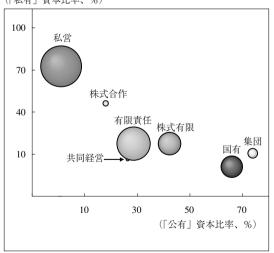
この問題を工業統計で確認してみよう。工業統計では、企業の所有形態を①「国有」、②「集団」、③「株式合作」、④「共同経営」、⑤「有限責任」、⑥「株式有限」、⑦「私営」、⑧「香港・マカオ・台湾」、⑨「外資」、に分け、それぞれの企業数、生産額、資産額、営業収入、利潤、就業者数について公表している。工業生産における所有形態別の割合を見ると、「有限責任」と「株式有限」という新たな出資形態の企業が急成長を遂げている。いずれも所有制の点からは国有企業ではなく、民間企業に分類される。しかし、両者の資本金の出資構成は複雑であり、純粋な民有民営と断定することは出来ない。

『第二次中国経済普査2008』(以下、『中国経済普査』はセンサスとする)では、それぞ

れの払込資本金の所有形態を見ることが出来る。払込資本金の属性は、①国家、②集団、③法人、④個人、⑤香港・マカオ・台湾、⑥外資に分類されている。ここでいう国家とは国有資産監督管理委員会(State-owned Assets Supervision and Administration Commission of the State council:SASAC)であり、SASACは国務院、つまり中央政府と省・市・自治区さらにはその下の県まで3つの行政レベルに存在する。図表4は払込資本金に占める個人の割合を「私有」資本比率、国家と集団の比率を「公有」資本比率として図表上にプロットし、それぞれの工業生産の規模をバブルの大きさで示したものである。

図表 4 工業生産における有限責任と株式有限 (2008年)

(「私有」資本比率、%)



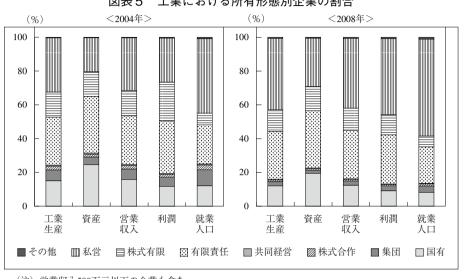
(注) バブルの大きさは工業生産の相対的規模を表す。 (資料)『第二次中国経済普査2008』

工業生産に占める国有と私営の対比だけを みれば「国退民進」は明白である。しかし、 工業生産に占める「有限責任」と「株式有限」 の割合は非常に高く、両者をどのように扱う かによって、「国退民進」か「国進民退」か の評価は全く異なる。「有限責任」および「株 式有限」はともに「私有」資本比率は17.5% であるのに対し、「公有」資本比率は前者が 28.6%、後者が42.2%といずれも「私有」を 上回る。仮にこの二つの全てを「公有」とし てカウントすれば、「国進民退」は必ずしも 的外れとは言えない。

図表5でみるように、「有限責任」と「株式有限」を国有と合わせると、工業生産額、資産、営業収入、利潤の6割前後、就業人口においても約4割を占める。前出の図表2に比べ就業人口に占める「有限責任」と「株式有限」の割合が高いのは、図表5が工業のみを集計の対象としていること、つまり、自営業や私営企業が多い卸売・小売といった第三次産業が除かれるためである。「国進民退」の評価においては、「有限責任」と「株式有限」をどのように位置づけるのかという議論が欠かせない(注7)。

(3)「有限責任」と「株式有限」における法人資本の属性

1994年に施行された会社法によれば、有限 責任企業と株式有限企業はいずれも出資額を 限度に債務に対し責任を負う非国有の会社形



図表5 工業における所有形態別企業の割合

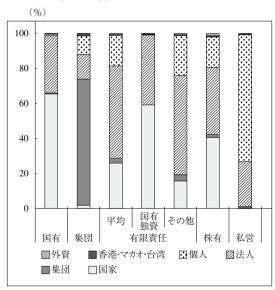
(注) 営業収入500万元以下の企業も含む。

(資料) 『第一次中国経済普査2004』 (2006年)、『第二次中国経済普査2008』 (2010年) より作成

態である。前者の最低資本金は10~50万元で、 社債の発行が出来ないのに対し、後者は最低 資本金1,000万元以上で、政府の許可があれ ば社債の発行も可能であるとされていること から、「株式有限」は「有限責任」よりも大 規模な企業が想定されている。

図表6は、前出の図表4で示した「有限責 任 | と「株式有限 | のより詳細な払込資本金 の構成を示したものである。「有限責任」は「国 有独資有限責任」と「その他有限責任」に分 けられる。「国有独資有限責任」は文字通り 国家(中央および地方政府)の出資比率が高 く、経営の支配権は国有企業と同じく政府に ある。一方、「その他有限責任」は国家と個 人資本の割合がほぼ拮抗しており、法人資本

図表6 所有形態別にみた払込資本金の構成 (2008年)



(注) 株有は株式有限を意味する。 (資料)『第二次中国経済普査2008』より作成 の属性によって、経営支配権が民間にあるの か政府にあるかかが決まる。「株式有限」は 国家が最大の出資者であるが、やはり法人資 本の属性によって企業の性格が異なる。

法人資本とは、①証券会社、②保険会社、③社会福祉基金、④投資ファンド、⑤法人、⑥外国機関投資家(QFII)などを指し、企業によって、また、年によってその構成は異なり、センサスではその平均値しか採ることが出来ない。それでも、法人資本に国有企業が含まれていることは容易に想像出来る。例えば、国有企業は100%国家が保有する企業というのが一般的な定義であるが、実際には3割程度の法人資本が入っている。これは100%国家保有という定義と矛盾するようにみえるが、法人資本の出し手が国有企業と考えれば、資本構成と定義の間に矛盾は生じない。

もちろん、法人資本のなかには私営企業も含まれているはずで、その峻別は難しい。そこで、以下では「国有持ち株」という中国特有の所有形態区分に焦点を当て、その払込資本金の構成を明らかにすることで、法人資本の属性を特定してみたい。「国有持ち株」企業とは、前述したように「国家が所有する資本が他のどの単独の出資者よりも多く、政府が経営支配権を有する」企業、つまり、政府が経営を支配する民間企業で、「有限責任」や「株式有限」という形態をとっている可能性が高い。

中国では、一定規模(年間売上500万元以上)の企業について、図表6で示した所有形態とは別に、①「国有および国有持ち株」、②「私営」、③「香港・マカオ・台湾を含む外資」という所有形態による企業分類もある。米中経済安全保障委員会は、2010年の工業統計を用いて「国有および国有持ち株」(2万510社)から国有(9,105社)、「国有共同経営」(131社)、「国有および集団共同経営」(169社)、「国有独資有限責任」(1,454社)を引くことで、少なくとも9,651社の「国有持ち株」が民間企業として存在するとしている(Szamossxegi and Kyle [2011])。

以下では、同様の手法をセンサスに援用し、「国有持ち株」企業の企業数だけでなく、払 込資本金の所有形態および1社当たりの規模 を明らかにすることで、「国有持ち株」企業 の実像に迫りたい。また、「国有持ち株企業」 がどのような所有形態の企業として登記され ているのかについても判別を試みる。図表7 はその計算プロセスと結果を示したものであ る。

「国有持ち株」は国有企業をやや上回る 9,875社で、払込資本金の内訳をみると、法 人資本が1兆772億元と国家資本の8,836億元 よりも多い。この法人資本の一部が国家資本 と合わさることで「国有持ち株企業」、つまり、 政府が経営支配権を有する企業と認定される ことから、払込資本金の5割が国家と国有企 業の資本によって占められると想定すれば、

		企業数 (社)	払込資本							
所有形態別分類	算出方法		金(億元)	国家	集団	法人	個人	香港・マカ オ・台湾	外資	
合計	A = D + R	426,113	104,086	22,859	1,891	33,851	18,574	9,619	17,278	
国有および国有持ち株企業	В	21,313	43,976	22,251	182	18,558	1,191	359	1,422	
国有持ち株企業	C = B - H - J - M	9,875	22,451	8,836	100	10,772	1,047	291	1,392	
内資	D=E+F+G+L+O+P	348,266	69,616	21,515	1,638	28,301	17,424	310	414	
国有	Е	9,682	15,437	9,943	74	5,237	118	41	24	
株式合作	F	5,612	473	26	56	183	202	2	5	
共同経営	G = H + I + J + K	833	377	69	17	271	15	4	1	
国有共同経営	Н	152	293	51	0	237	1	3	0	
集団共同経営	I	277	24	6	9	4	5	0	0	
国有および集団共同経営	J	206	34	10	6	17	1			
その他共同経営	K	198	26	2	2	13	8	0	1	
有限責任	L = M + N	62,835	23,071	6,282	576	12,406	3,557	111	139	
国有独資有限責任	M	1,398	5,762	3,411	2	2,296	24	23	6	
その他有限責任	N	61,437	17,309	2,871	574	10,110	3,533	88	133	
株式有限	0	9,422	12,293	5,126	171	4,710	2,045	70	158	
私営	P	245,850	16,883	50	135	5,244	11,307	67	79	
その他	Q	2,295	216	7	10	101	90	5	4	
外資	R = S + T	77,847	34,470	1,344	253	5,550	1,150	9,309	16,864	
香港・マカオ・台湾	S	35,578	11,966	401	90	1,843	470	8,626	536	
从咨	т	42 269	22 504	943	162	3 707	680	683	16 328	

図表7 国有持ち株企業の位置付け(2008年)

(資料)『第二次中国経済普査2008』より作成

少なくとも法人資本の22.2%、2,390億元が国 有企業による出資と見なすことが出来る。

「国有持ち株」はどのような企業として登録されているのであろうか。これはその法人資本の規模を見れば分かる。1兆元を超える法人資本を吸収しうるのは、「その他有限責任」と「株式有限」だけであり、「国有持ち株」はそれぞれの所有形態に隠れているのである。「国有持ち株」は企業数こそ9千社余りと決して多くないが、1社当たりの払込資本金は平均2.3億元と国有企業の1.6億元を上回り、「国有独資有限責任」の4.1億元に次ぐ大きさである。

また、2.3億元という資本金の規模は、「そ

の他有限責任」の平均0.3億元、「株式有限」の平均1.3億元を大きく上回ることから、両者のなかで特に規模の大きい企業が「国有持ち株」ということになる。もちろん、「その他有限責任」および「株式有限」の全てが「国有持ち株」企業というわけではない。強いていえば、それらは政府が経営を掌握する大規模「国有持ち株」企業と中小零細規模の民有民営企業に二分されているとみることが出来よう。ただし、センサスを用いても「国有持ち株」を算出出来るのは工業だけで、「国進民退」の全体像を把握するのは容易ではない。

(注1)「中共中央関於国有企業改革和発展若干重大問題的 決定」中国共産党新聞(http://cpc.people.com.cn/GB /64162/71380/71382/71386/4837883.html)

- (注2) 詳細は中国知網 (http://gb.oversea.cnki.net/Kns55/) を 参昭。
- (注3) 内蒙古蒙牛乳業株式有限公司Web (http://www.mengniu.com.cn/about/itis/) を参照。
- (注4)「経済学家激弁国進民退: 国企1年少交1万億地租」 鳳凰網 2009年11月6日 (http://finance.ifeng.com/ news/20091106/1434100.shtml)
- (注5)「山東鋼鉄接近収購民営日照鋼鉄」FT中文網2009年 8月26日 (http://www.ftchinese.com/story/001028364/ce)、「国内恐将掀起新一輪産業整合潮」新浪財経 2009年9月8日 (http://finance.sina.com.cn/chanjing/ cyxw/20090908/08096719391.shtml)
- (注6)「蒙牛"致癌奶"問題是国進民退的問題」騰訊網 2011 年 12 月 28 日 (http://view.news.qq.com/a/ 20111228/000027.htm)
- (注7) 同様の問題は外資にも当てはまる。外国直接投資の半分は外資に対する優遇措置を得るため国有企業が香港などに設立した企業からなされている迂回投資であり、実際には国有企業としてカウントすべきとされる。ただし、この迂回投資は2008年に禁止された(Szamossxegi and Kyle [2011])。

II. 工業における「国進民退」の 実態

工業では規模や収益性の点で「国有および 国有持ち株」企業が圧倒的な優位性を有して いる。この背景には、国家および法人資本の 集約を通じた大規模化と基幹産業における独 占を通じた経済に対する支配力の強靭さがあ る。しかし、それに伴い投資効率の低下や所 得分配における歪みの拡大といった問題が顕 在化しつつある。

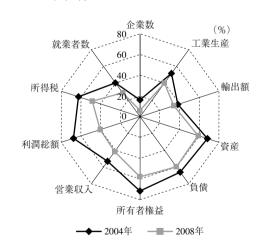
(1) 高まる国有の競争力

「国進民退」を評価するには、国有だけでなく「国有持ち株」を含めた政府が経営支配権を有する企業全体の動向を把握する必要が

ある。図表8は年間売上500万元以上の企業について、工業における「国有および国有持ち株」の地場企業に占める割合を2004年と2008年で比較したものである。「国有および国有持ち株」の存在感の低下はわずか4年という短い期間でも確認出来、「国有持ち株」を含めても「国退民進」が進んでいることが確認出来る。

しかし、企業1社当たりという規模、あるいは就業者1人当たりの生産性といった点からみると、「国進民退」の別の姿が浮かび上がる。それは、企業数でわずか6.1%を占めるに過ぎない「国有および国有持ち株」が、依然として工業生産、利潤総額、営業収入の4割、所得税の5割、そして、資産、負債、

図表8 工業における国有および国有持ち株の 位置付け



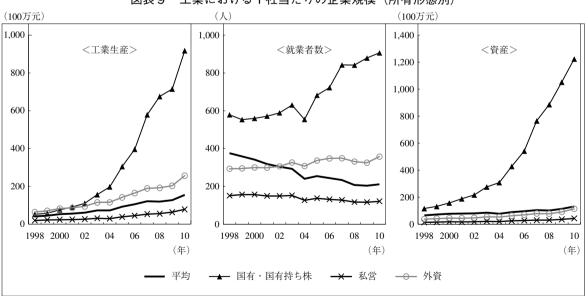
(注) 母数は地場事業の合計。

(資料)『第一次中国経済普査2004』、『第二次中国経済普査 2008』より作成 所有者権益の6割を占めるという点である。 しかも、このいびつな構造は2004年からの4 年間で一層鮮明になっている。

図表9は、工業における①「国有および国有持ち株」、②「私営」、③「外資」という3つの所有形態の1社当たりの工業生産、就業者数、資産の推移をみたものである。ここには政府が進めてきた国有企業改革の成果がはっきりと現れている。1社当たりの工業生産、就業者数、資産が際立って上昇しているのは「国有および国有持ち株」だけである。センサスは地域別に設立された支店を一つの法人として扱うため、全国に支店を展開する大企業の1社当たりの数値が小さくなりやす

い。こうした点を考慮すると、「国有および 国有持ち株」とその他の所有形態の企業は全 く別の発展経路を辿っているといっても過言 ではない。

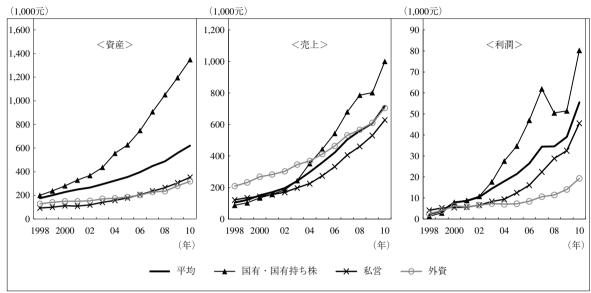
同様のことは、就業者1人当たりの資産、売上、利潤についても言える。図表10でみるように、1998年時点で資産、売上、利潤は所有形態による際立った差異は見られない。私営の1人当たり資産は9.2万元で、「国有および国有持ち株」の20.0万元の半分の規模で、売上と利潤については私営が12.2万元、4.2万元と、「国有および国有持ち株」の8.7万元、1.4万元を上回っていたほどである。しかし、2010年には、「国有および国有持ち株」の資



図表9 工業における1社当たりの企業規模(所有形態別)

(注)年間売上500万元以上の企業が集計対象。

(資料) CEICより作成



図表10 就業者1人当たりの資産、売上、利潤(所有形態別)

(注) 年間売上500万元以上の企業が集計対象。 (資料) CEICより作成

産は私営の3.8倍、売上と利潤も1.6倍、1.8倍 に増加した。

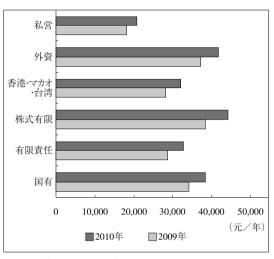
「国有および国有持ち株」企業は、工業生産に占める割合が低下する一方で、1社当たりの規模および1人当たりの利潤が拡大している。つまり、個々の企業は競争力を強めているのである。一方、私営企業は工業生産に占める割合が上昇しているものの、それは小規模零細企業の乱立によるもので、必ずしも個々の企業の競争力が高まったことを意味しない。

こうした企業発展の結果を端的に示しているのが賃金である。2009年から統計年鑑に都市私営企業の平均賃金が掲載されるように

なった。それによれば同年の私営の平均賃金 (年間)は1万8,119元で、2010年は2万759 元である。一方、国有は3万4,130元と3万 8,359元で、いずれも1.8倍の格差があ る(図表11)。この賃金格差はセンサスで算 出出来る就業者1人当たりの利潤に対応して おり、「国進民退」は給与や福利厚生面にも 及んでいる。国有企業は今や安定性はもちろ ん給与の点でも外資に負けない就職先と評価 されるようになっている。

(2) 優位性の源泉は規模拡大と7業種支配

1社当たりはもちろん就業者1人当たりでも「国有および国有持ち株」企業が優位性を



図表11 都市就業者の平均賃金

(資料)『中国統計年鑑』(2009.2010年)

高めているのが「国進民退」の特徴である。 このことは、国家および法人資本がどのよう に配置されることで実現したのであろうか。 この問題をセンサスのデータを用いて企業規 模と業種の観点から検証してみたい。

センサスでは、営業収入によって企業規模を、①大型:営業収入3億元以上、②中型:同3,000万~3億元未満、③小型:同500万~3,000万元未満、④零細:同500万元未満の4つに分類出来る。まず、払込資本金の構成をみてみよう(図表12)。2004年と2008年の二時点の構成をみると、国家資本の割合は、いずれの規模においても減少している。しかし、規模が大きくなると法人資本が、規模が小さくなると個人資本が増える傾向にあることが分かる。大規模企業における法人資本による

国家資本の代替は、前出の図表7における「有限責任」および「株式有限」のなかで特に規模の大きい企業が「国有持ち株」であるという事実と整合的である。

工業生産、資産、営業収入などにおいて、 上述したそれぞれの規模の企業がどのくらい の割合を占めているかを所有形態別に見たの が図表13である。一見して分かるように「国 有および国有持ち株」では大型企業の割合が 非常に高い。しかも、企業数に比べその他の 指標の割合が高いことから、大型企業のなか でも特に規模の大きい企業が「国有および国 有持ち株」企業といえる。

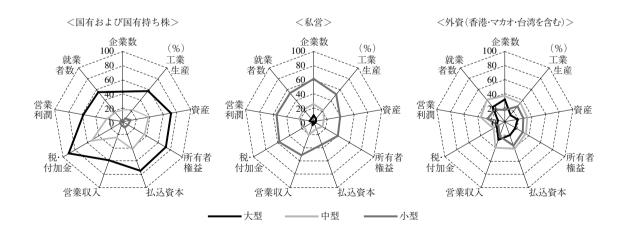
一方、私営では小型企業が圧倒的な割合を 占める。図表13は年間営業収入500万元未満 の零細企業を含まないことから、仮にそれら を含めれば小型企業における私営企業の割合 はさらに高まるはずである。規模別にみると、 私営企業は「国有および国有持ち株」と全く 正反対の分布となっている。他方、外資は規 模による際立った差異は見られず、大型企業 は予想されるほど多くない。センサスによれ ば外資は輸出の7割を担うものの、工業全体 における存在感は必ずしも大きくない。

次に、「国有および国有持ち株」企業の優位性を業種別に分析する。「国有および国有持ち株」の優位性は、「国進民退」を巡る議論でしばしば指摘される独占や寡占によるものといえるのであろうか。以下では、工業生産における「国有および国有持ち株」の市場

<2004年> <2008年> 大型 43.2 39.0 36.7 40.1 31.6 26.9 中型 29.3 25.7 小型 25.5 13.5 24.9 零細 19.3 (%) (%) ■ 集団 □ 国家 図法人 回個人 ■香港・マカオ・台湾 ■外資

図表12 企業規模別の資本構成

(注) 零細企業は「一定規模以下」、小型はセンサス上の「小型」 - 「一定規模以下」で算出。 (資料)『第二次中国経済普査2008』より作成



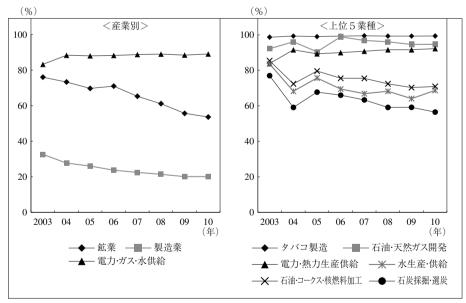
図表13 工業の主用指標における所有形態別・企業規模別割合(2008年)

(注)年間売上500万元以上の企業が集計対象。 (資料)『第二次中国経済普査2008』より作成 占有率を業種毎に検証することでその当否を 確認する。

図表14の左図は工業を鉱業、製造業、電気・ガス・水供給に分け、それぞれの生産額における「国有および国有持ち株」の占める割合を市場占有率として算出し、その推移をみたものである。占有率は業種によってかなりの濃淡があり、電気・ガス・水供給が一貫して高い一方、製造業は低く、緩やかに低下している。他方、鉱業は占有率の低下が著しいものの、「国有および国有持ち株」が依然として5割超の水準を維持している。

図表14の右図は『中国統計年鑑』で明らか にされている39業種のなかから市場占有率の 高い6業種の占有率の推移を見たものであ る。タバコ製造、石油·天然ガス開発、電力· 熱力生産供給は「国有および国有持ち株」の 独占状態にあり、その他の石油・コークス・ 核燃料加工、水生産・供給、石炭採掘・選炭 については占有率の低下が見られるものの、 やはり、独占ないし寡占の状態にある。

このほか市場占有率の高い業種としては、 交通運輸設備製造(2008年で46.5%)、ガス 生産・供給(同44.1%)、鉄などの黒色金属 精錬・圧延加工(同39.0%)、アルミなどの 有色金属精錬・圧延加工(同29.6%)、有色 金属採掘(同27.4%)、建設機械などの特殊 目的機械製造(同22.0%)などがある。いず れも資本集約的産業であり、「国有および国 有持ち株」企業が比較優位を持つ業種である。



図表14 国有および国有持ち株企業の市場占有率

(資料)『中国統計年鑑』(各年版) より作成

そのほかの業種(多くは製造業である)は占 有率が2割を下回り、「国有および国有持ち 株」、外資、私営の三者が入り乱れた競争が 展開されている。

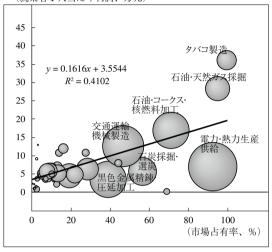
「国進民退」を「国有および国有持ち株」 企業による市場の独占ないし寡占の問題とす る指摘は多い(注8)ものの、図表14からは 「国有持ち株」を含めてみても、電気・ガス・ 水供給を除くと独占ないし寡占の問題は緩和 されつつあるといえる。工業統計で明らかに されている39業種のうち遡及可能な2003年か ら2010年の間に市場占有率が上昇したのは、 石油・天然ガス採掘、タバコ製造、工芸品、 廃棄物処理・リサイクル、電力・熱力生産供 給の5業種に限られる。

2010年時点でこの5業種が「国有および国有持ち株」の工業生産に占める割合は、電力・熱力生産供給が20.1%、石油・天然ガス採掘が5.1%、タバコ製造が3.1%で、工芸品についてはわずか0.2%、廃棄物処理・リサイクルは0.04%に過ぎない。「国有および国有持ち株」による市場の独占ないし寡占の問題は確かに存在するものの、業種によって事情が異なるというのが実態である。

この問題をグラフ化したものが図表15である。39業種の市場占有率と就業者1人当たり利潤の間には一定の正の相関があり、占有率の高低が企業の業績に影響を与えていることがうかがえる。ただし、より重要なことはバブルの大きさが示すように、①電力・熱力生

図表15 業種毎にみた市場占有率と就業者1人 当たり利潤(2010年)

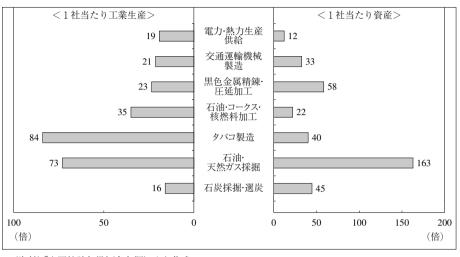
(就業者1人当たり利潤、万元)



(注) バブルの大きさは国有および国有持ち株企業の工業生産に占める各業種の割合を表す。 (資料)『中国統計年鑑』(各年版)より作成

産供給、②交通運輸設備製造、③石油・コークス・核燃料加工、④黒色金属精錬・圧延加工、⑤石炭採掘・選炭、⑥石油・天然ガス採掘、⑦タバコ製造の7業種で「国有および国有持ち株」による工業生産の7割を占めることである。

国有工業の牽引役としてこの7業種が果たしている役割は大きい。それぞれの1社当たりの工業生産および資産額の規模を私営企業と比較したものが図表16である。1社当たりの資産額においては12~163倍、工業生産においても16~84倍の差異がある。この規模の差は遡及可能な2004年からの変化をみても、タバコと石油・天然ガス採掘を除いてほとんど変化しておらず、工業における「国有およ



図表16 国有工業7業種の私営企業との規模の違い(2008年)

(資料)『中国統計年鑑』(各年版) より作成

び国有持ち株」の優位性を維持する源泉と なっている。

(3) 「優等牛」から「後進国」へ

エネルギーなどの基幹産業を国有企業とした結果、巨大な国有企業と小規模私営企業が並存する構造は中国に限らず多くの開発途上国でしばしばみられる現象である。また、大型企業の割合は、工業生産はもちろん営業収入、資産、利潤などあらゆる面でゆるやかではあるが着実に低下しつつある。こうしたことから大型企業における「国有および国有持ち株」の割合を高いことをもって「国進民退」の根拠とするのは必ずしも適当ではないかもしれない。

中国は「漸進主義 (Gradualism)」に基づ

く市場経済化によって順調な経済成長を遂げた。一方、「ビッグ・バン(Big Bang)」という急進的な市場経済化を採用したロシア・中東欧諸国の多くは、GDPが改革前の水準に回復するまで10年を要した。この対比によって中国は市場経済化の優等生とされ、その後、世界第二位の規模を有する経済大国に浮上した。世界経済に占める中国の割合がさらに高まるであろうことを疑う見方は少ない。

しかし、巨大な国有企業と小規模私営企業が並存する構造下で量の拡大を追い求めてきた従来の成長路線のほころびが目立つようになってきたことも事実である。胡錦濤―温家宝体制下では、そのほころびを是正するため「和階社会」と「科学的発展観」が強調された。前者は調和のとれた社会、後者は人間本位の

安定的で持続性のある経済成長と要約出来る。共産党と政府は単に成長率を引き上げることではなく、国民一人ひとりが豊かさを実感出来る社会を構築すること、つまり、「量から質」へという経済発展モデルの転換を志向するようになった。「和階社会」と「科学的発展観」は、モデル転換を急がなければ共産党の正当性を維持出来ないという危機感の表れでもある。

「量から質」へという経済発展モデルの転換が必要不可欠なものであるとすれば、重要なことは企業数を除くほとんどの指標で大型企業の6割を「国有および国有持ち株」が占める構造が、果たして目指している経済発展モデルとどれほど整合的かという点である。米中経済安全保障委員会は、「有限責任」などの所有形態をとりながらも実質的に政府が経営を支配している企業と郷鎮企業などを国有とカウントすればGDPの5割超が国有企業によって生み出されているとしている(Szamossxegi and Kyle [2011])。

この推計を採用すれば、中国は所有制改革を通じた市場経済化という点でロシア・中東欧諸国に大幅に遅れをとっている。欧州復興開発銀行(European Bank for Reconstruction and Development: EBRD)によれば、GDPに占める国有セクターの割合は、2010年時点でロシア35%、ポーランド25%、ブルガリア25%と中国よりかなり低い(EBRD [2011])。市場経済化は中国の経済成長を支えた金看板

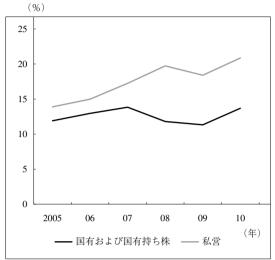
と認識されているが、所有制改革という点で 中国は実のところ市場経済化後進国になって いるのである。

こうした市場経済化の遅れはすでにいくつかの問題を引き起こしている。その一つは投資効率の低下である。リーマン・ショックに伴う景気対策によって国有企業の投資が急伸したように、国有企業は資金調達や政府調達において圧倒的に有利な立場にあり、金融および財政資金へのアクセスが容易である。独占ないし寡占を許容されている国有企業による投資は結果的に投資効率の低下を招来しかねない。

図表17は、工業における「国有および国有持ち株」と私営企業の総資産利益率(return on assets: ROA)をみたものである。私営は「国有および国有持ち株」を一貫して上回っており、その差は2007年から拡大する傾向にある。両者は主とする業種が異なるため、単純な比較は出来ないが、39業種を個別に比較しても、「国有および国有持ち株」の総資産利益率が私営企業を上回るのは2005年まで遡ってもわずか3~5業種に過ぎない。つまり、業種を考慮しても私営のROAは「国有および国有持ち株」より高いという事実はくつがえらない。

もう一つは分配面における歪みの拡大である。前出の図表11でみた国有企業の高い賃金・ 福利厚生水準が国有企業の経営努力によるも のであるという見方は少ない。仮に経営努力

図表17 工業における総資産利益率(ROA)



(注) ROA = (利潤総額+税金総額+利息支払い)/総資産 (資料)『中国統計年鑑』(各年版) より作成

によるものであったとしても、その利潤は国有企業内ではなく、本来の所有者である国民に還元されなければならない。政府は、親会社に当たる国有企業に支払われていた上場企業の配当を2008年から国有資産監督管理委員会(SASAC)に支払う、つまり、財政に組み込むようにしたものの、経済成長の成果が国有企業によって独占されているという批判は一向に収まらない。このことはSASACが配当の妥当性をチェックする機能を持っていないことを示唆する。

(注8) 例えば、「転換期を迎えた中国経済―国有企業改革お くれ、寡占化進む」日本経済新聞2012年3月2日

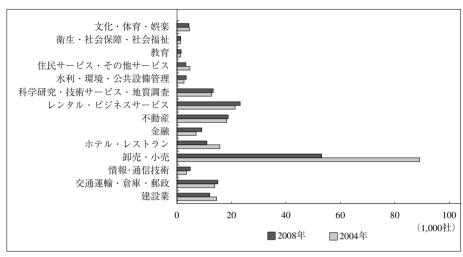
Ⅲ. 「国進民退 | の実像

経済開発と市場経済化に不可欠な中核産業の独占体制を維持することで、経済全体に対する支配力を保持し続けることが共産党の戦略であり、市場経済化によって「国退民進」が進むと考えるのは妥当ではない。法人資本は国家資本を補強ないし補完する役割を担っており、「有限責任」と「株式有限」の台頭は国有企業の自己増殖といった側面が強い。

(1) 市場占有率から実効支配重視へ

センサス2008では上述した工業以外の建設 業やサービス業を含めると国有企業は14.2万 社とされる。これを「国有および国有持ち株」 に広げると企業数は22.0万社に達する。工業 (鉱業、製造業、電気・ガス・水供給) にお ける「国有および国有持ち株」企業は4.5万 社であり、残り17.5万社は建設業やサービス 業に属している。

建設業やサービス業については、工業ほど 所有形態別の統計が整備されておらず、生産 など共通の指標を使った比較が難しいため、 図表18では「国有および国有持ち株」の企業 数がどのように変化したかを示した。卸売・ 小売やホテル・レストランで企業数が大幅に 減少する一方、不動産、金融、情報・通信技 術、レンタル・ビジネスサービスでは「国有 および国有持ち株」が増えている。工業以外 でも「国進民退」にはかなりの濃淡がある。



図表18 工業以外の国有および国有持ち株企業数の変化

(資料)『第一次中国経済普査2004』、『第二次中国経済普査2008』より作成

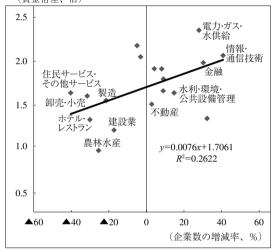
この背景には業種によって参入障壁が異なることがある。社会主義工業化を目指した中国においては、農業の集団化と都市の工業化が最重要課題であり、サービス業が生み出す付加価値は無視され、政府が積極的に支配すべき対象と見なされてこなかった。卸売・小売業は、国有企業改革が本格化する前の1966年時点でも事業所の87.1%、就業者の55.4%が「個体経済」、つまり自営業によって占められ、国有はそれぞれ4.1%、21.5%を占めるに過ぎなかった。2008年のセンサスをみても、私営が法人数の76.0%、就業者数の57.1%を占め、私営優位の構造は変わっていない。

1社当たりあるいは1人当たりでみた規模 の違いは、工業ほどではないものの、卸売・ 小売業にも存在する。しかし、卸売・小売業 では私営優位の構造が一貫して保たれていたこと、国有企業の規模が工業に比べ小さかったことから、私営企業の参入が容易で、公平な競争を妨げる制約も少なかったと思われる。図表19は横軸に2004~2008年における「国有および国有持ち株」の企業数の増減率を、縦軸に2009年の国有を中心とするフォーマル・セクターに相当する「単位」と私営の賃金格差をとって、第一次から第三次産業までの主要18業種をプロットしたものである。両者には正の相関があり、卸売・小売業は「単位」と私営の賃金格差が最も小さい業種の一つであることが分かる。

卸売・小売業と対照的な位置にあるのが、 金融および情報・通信技術業である。いずれ も「国有および国有持ち株」が増加する一方、 フォーマル・セクターと私営企業との賃金格 差が大きい。工業では7業種における市場を 独占ないし寡占する巨大「国有および国有持 ち株」企業の存在が国有全体の優位性を高め

図表19 国有および国有持ち株企業数の増減と 賃金格差

(賃金格差、倍)



- (注)賃金格差=2009年の都市単位平均賃金/2009年の私営 平均賃金、企業数の増減率は2004年と2008年の比較で 算出。
- (資料) 『第一次中国経済普査2004』、『第二次中国経済普査 2008』、『中国統計年鑑』(2010年) より作成

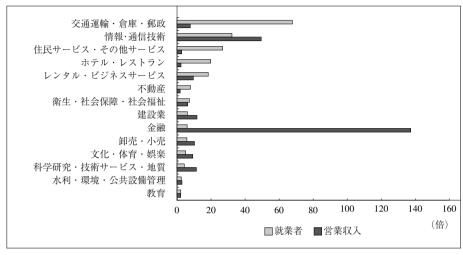
る源泉となっていると指摘したが、同様のことはサービス業についても言える。図表20は、米経済誌「フォーチュン」の世界企業500社にランクインしている中国企業上位10社の顔ぶれである。鉱業では原油採掘から精製までを手がける中国石油化工集団(China Petrochemical Corporation: Sinopec)と中国石油天然気集団(China National Petroleum: CNPC)が、エネルギー供給では南部以外の送電を担う国家電網公司(State Grid)がいずれも売上高2,000億ドルを超え、世界でも10位以内にランクしており、銀行、保険、情報通信、鉄道がそれに続く。

このことは当然のことながら各業種の企業 規模に反映される。1社当たりの就業者数で みると、交通運輸・倉庫・郵政の国有企業は 私営企業の67倍、情報・通信技術は32倍に相 当する。また、1社当たりの営業収入でみる と、金融の国有企業は私営企業の137倍、情報・ 通信技術は49倍に達する(図表21)。いずれ

図表20 フォーチュンにおける中国企業ランキング(2010年)

国内ランク	企業名(英文)	世界ランク	売上 (100万ドル)
1	中国石油化工集団公司(Sinopec Group)	5	273,422
2	中国石油天然気集団公司(China National Petroleum)	6	240,192
3	国家電網公司(State Grid)	7	226,294
4	中国工商銀行股分有限公司(Industrial & Commercial Bank of China)	77	80,501
5	中国移動通信集団公司(China Mobile Communications)	87	76,673
6	中国中鉄股分有限公司(China Railway Group)	95	69,973
7	中国鉄建股分有限公司(China Railway Construction)	105	67,414
8	中国建設銀行股分有限公司(China Construction Bank)	108	67,081
9	中国人寿保険(集団)公司(China Life Insurance)	113	64,635
10	中国農業銀行股分有限公司(Agricultural Bank of China)	127	60,536

(資料) Fortune Web(http://money.cnn.com/magazines/fortune/global500/2010/countries/China.html)より作成



図表21 1社当たりの就業者と営業収入比較

(注)格差=国有企業/私営企業で算出。(資料)『第二次中国経済普査2008』より作成

も巨大国有企業による独占ないし寡占が顕著 であることを裏付ける。

「国進民退」の評価が定まらない背景には、 経済全体としてみれば「国有および国有持ち 株」企業の市場占有率が低下していることが ある。「国有および国有持ち株」の割合は工 業だけでなくサービス業でも低下しており、 「国進民退」は事実に反するという政府の主 張に統計の裏づけをもって反論することは難 しい。

しかし、改めて図表20および21をみると、中国における市場経済化の特徴が浮かび上がる。一つは、共産党はそもそも市場経済化=国退民進とは位置づけていないという点である。党は1999年の「国有企業の改革・発展の若干の重要問題に関する決定」で、①安全保

障にかかわる産業、②自然独占産業、③公共 財・サービスの提供にかかわる産業、④基幹 およびハイテク産業については引き続き国有 企業が主導するとした。つまり、市場経済化 によって自動的に「国退民進」が進むと考え るのはそもそも過剰な期待であったと考える 必要がある。

さらに、もう一歩踏み込めば、政府は市場 経済化によって市場に対する支配力を弱める ことを全く意図していないことが分かる。資 源開発、エネルギー供給、通信、鉄道、金融 という中核産業における独占を維持すること で、経済全体に対する支配力を保持し、経済 開発と市場経済化を共産党の指導の下に進め るというのがそもそもの方針であり、政府は それを忠実に実行してきたに過ぎない。そう 考えれば、巨大国有企業による経済支配が中 国経済にどのような問題を引き起こしている かが「国進民退」の本質的課題として議論さ れなければならない。

(2)「中企」の不動産開発が示すグレーゾーンの拡大

ロシア・中東欧諸国における共産党政権の 崩壊やアメリカにおけるサブプライム・ローンの問題が象徴するように、世界には純粋な 社会主義経済も市場主義経済も存在しない。 しかし、「有限責任」など民間企業のかたち をとりながら最終的な経営支配権は政府が保 有する「国有持ち株」企業は、おそらく社会 主義国家の建設を標榜しながらも市場原理を 取り入れる中国、そして、その改革手法を真 似るベトナムだけにみられる極めて特殊な企 業形態といえよう。

「国有持ち株」企業は国有企業の巨大化と 中核産業における独占によって生み出された ものにほかならず、国有と私営との中間に位 置するグレーゾーンといえる。共産党や政府 がこのグレーゾーンの発生を最初から予想し ていたかどうかは定かではない。少なくとも 工業統計を見る限り、政府は「国有持ち株」 企業を掌握しているようにみえる。しかし、 センサスをみても工業以外では「国有持ち株」 についての統計はなく、政府はグレーゾーン の全体像を掌握しきれていない。また、掌握 しているようにみえる工業においても、それ がどの程度正確になされているかは疑問である。

例えば、払込資本金の過半が有限責任会社 によって占められていれば、その企業は所有 形態上民間企業に分類されることになるが、 仮にその有限責任会社が国有企業の子会社で あれば、その企業は「国有持ち株」企業にな る。「国有持ち株」企業の定義は冒頭で述べ たように「国家が所有する資本が他のどの単 独の出資者よりも多く、国家が経営に対する 支配権を有する」企業である。数多くある「有 限責任 | や「株式有限 | のなかで、当該企業 が「国有持ち株」企業であるか否かを判断す るには出資者を追跡し、最終的な経営支配権 を誰が有するかを特定しなければならない。 しかし、中国では巨大国有企業が多くの子会 社を抱える企業グループに変容しつつあるこ と、また、同一企業グループ内の株の持ち合 いも行われていること(Liao [2011])から、 出資構造が複雑化しており、最終的な経営支 配権を特定するのは容易ではない。

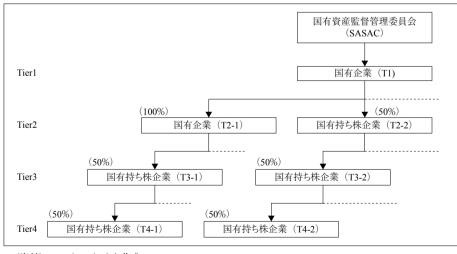
実際、以下で述べるような現状を踏まえれば、「国家が所有する資本が他のどの単独の出資者よりも多い」という条件と「国家が経営に対する支配権を有する」という条件が符合しないケースがかなり増えていると思われる。米中経済安全保障委員会は、中央政府管轄の大企業(中国では「中企」と称される)は1社当たり100社程度の子会社を有すると指摘している。国務院国有資産監督管理委員

会(SASAC)によれば2012年3月時点で「中企」は117社あり、支配下にある子会社は1万社を超える計算になる。ところが、センサスによれば中央政府管轄の国有企業は2008年時点でわずか1.644社に過ぎない。

こうした乖離が生じる背景には子会社の全てが国有企業100%出資の子会社として設立されるわけではないという「中企」に特徴的な出資構造がある。子会社の経営支配権を持つには5割の出資で十分であり、その他は他の法人、個人、外資から出資を募ればよい。この子会社がさらに子会社(孫会社)を設立する場合も同様に50%出資で経営を支配出来る。100社とされる子会社群は図表22のようなピラミッド型の出資構成によって形成されているのである。

図表22の企業は、最終的な経営支配権が誰にあるのかという点からは全て「国家が経営に対する支配権を有する」企業である。しかし、所有形態からは、T1やT2-1が国有あるいは「国有独資有限責任」に分類される一方、それ以外は「有限責任」や「株式有限」に分類される。例えば、T4-1、T3-2、T4-2ついては、主たる出資者は「有限責任」ないし「株式有限」となり、出資者の表面的な所有形態だけで判断すれば「国家が所有する資本が他のどの単独の出資者よりも多い」という条件を満たさず、純粋な「有限責任」あるいは「株式有限」と判別される可能性がある。

前述した米中経済安全保障委員会による GDPの5割超が国有企業によるという推計 は、「最終的な支配権を有するのは誰かを追



図表22 企業のピラミッド型出資構造

(資料) Seng (2010) より作成

跡して国有と非国有の峻別を行ったとすれば」という前提に立って行われたものである。 つまり、同委員会は中国で最終的な経営支配 権にしたがって企業の分類がなされておら ず、政府が掌握していないグレーゾーンは統 計で示される「国有持ち株」よりもはるかに 大きいと推定しているのである。

上海、深圳、香港、さらにはニューヨークの証券市場に上場している中国企業のほとんどが実質的に「中企」、つまり、国有資産監督管理委員会(SASAC)によって支配されているというのは周知の事実である。しかし、「有限責任」あるいは「株式有限」企業についての研究はほとんどない。「有限責任」はもちろん「株式有限」についても、上場しないかぎり出資者の詳細を公表する義務がないため、最終的な経営支配権が誰にあるのかを突き止めることは難しい。

前出の図表6でみたように、「有限責任」と「株式有限」企業における法人資本の割合は高い。そこで、以下では、工業39業種において法人資本がどのように配分されているかを国家資本および個人資本と比較する。間接的ではあるが、そこに「有限責任」および「株式有限」の経営志向が投影されている可能性がある。

図表23は、2004年から2008年の4年間の払 込資本金の増減に対する国家、法人、個人の 各資本の寄与率を産業(上段)および39業種 (下段)で算出したものである。それぞれの 増加率は37.3%、82.6%、113.2%である。これだけをみれば「国退民進」が明白であるが、表のように細分化すると法人資本は国家資本を補強あるいは補完するかたちで配置されており、「有限責任」および「株式有限」は「国有および国有持ち株」との関係が深いと言える。

例えば、電力・熱力生産供給、石油・天然 ガス採掘、石油・コークス・核燃料加工、石 炭採掘・選炭、黒色金属精錬・圧延加工など は国家資本と法人資本の上位にあることから 補強関係にあることがうかがえる。交通運輸 機械製造、タバコ製造、紡績は国家資本で下 位に位置する一方、法人資本では上位に位置 することから補完関係にあるといえよう。補 強は図表22で示したような国有企業による子 会社の設立、補完は民営化によって企業の属 性が国有から「有限責任」あるいは「株式有 限」に変わった結果と考えられる。一方、法 人資本と個人資本との間にこうした関係を見 出すことは難しい。

この問題意識を工業以外にも広げてみよう。建設業とサービス業では資本構成が明らかにされていないので、図表24ではそれぞれにおける1社当たりの売上と就業者1人当たりの営業収入の規模を所有形態別に比較した。交通運輸・倉庫・郵政、情報・通信技術、金融では「有限責任」と「株式有限」は国有企業に近い存在であり、私営との格差が歴然としている。中国における「有限責任」およ

図表23 国家、法人、個人資本の増加率に対する寄与率

(%)

順位	国家	寄与率	順位	法人	寄与率	順位	個人	寄与率
	鉱業	36.77		鉱業	10.52		鉱業	8.11
	製造業	28.17		製造業	61.72		製造業	88.11
	電力・ガス・水供給	35.01		電力・ガス・水供給	10.35		電力・ガス・水供給	3.76
1	電力・熱力生産供給	31.15	1	電力・熱力生産供給	9.21	1	非金属鉱物製造	9.98
	石油・天然ガス採掘	28.83		交通運輸機械製造	6.91		一般目的機械製造	8.11
3	石油・コークス・核燃料加工	18.21	3	化学原料・化学製品製造	5.77	3	化学原料·化学製品製造	6.90
	化学原料・化学製品製造	8.57		石油・天然ガス採掘	4.81		電気機械・機器製造	6.40
5	石炭採掘・選炭	7.27	5	黒色金属精錬・圧延加工	4.48	5	農産物食品加工	5.63
6	黒色金属精錬・圧延加工	6.95	6	非金属鉱物製造	4.23	6	金属製品製造	5.16
7	有色金属精錬・圧延加工	4.84	7	石油・コークス・核燃料加工	4.19	7	紡績	4.72
8	水供給・生産	3.86	8	電気機械・機器製造	3.65	8	交通運輸機械製造	4.51
9	黒色金属採掘	1.20	9	通信設備・計算機・その他電子 機器製造	3.56	9	特殊目的機械製造	3.78
10	通信設備・計算機・その他電子 機器製造	1.04	10	石炭採掘・選炭	3.46	10	石炭採掘・選炭	3.42
	有色金属採掘	0.32	11	一般目的機械製造	3.26		黒色金属精錬・圧延加工	3.32
12	廃棄物処理・リサイクル	0.21	12	有色金属精錬・圧延加工	3.15	12	電力・熱力生産供給	3.11
	特殊目的機械製造	0.15	13	特殊目的機械製造	2.71	13	プラスチック製造	2.89
	計測機器・事務機械製造	0.13		タバコ製造	2.63		有色金属精錬・圧延加工	2.66
15	食品製造	0.10	15	農産物食品加工	2.47		木材加工・その他製品	2.64
16	一般目的機械製造	0.05	16	金属製品製造	2.05	16	通信設備・計算機・その他電子 機器製造	2.23
17	文教体育用品製造	0.04	17	紡績	1.95	17	衣類・履物・帽子製造	2.20
	非金属鉱物製造	0.00	_	製紙	1.49		食品製造	2.03
	その他採掘	▲0.01	-	医薬品製造	1.13	-	飲料製造	1.82
_	金属製品製造	▲0.01		プラスチック製造	1.06		黒色金属採掘	1.67
	衣類・履物・帽子製造	▲0.03		有色金属採掘	0.93		非金属採掘	1.67
	ガス生産・供給	▲0.03	22	衣類・履物・帽子製造	0.93		製紙	1.65
_	製紙	▲0.06		黒色金属採掘	0.88		医薬品製造	1.60
	家具製造	▲0.07	24	食品製造	0.84		石油・コークス・核燃料加工	1.33
	化学繊維製造	▲0.08		飲料製造	0.81		工芸品	1.32
	医薬品製造	▲0.09	-	木材加工・その他製品	0.80		印刷・記録媒体製造	1.31
	皮革・毛皮・羽毛	▲0.10		計測機器・事務機械製造	0.79		家具製造	1.28
	印刷・記録媒体製造	▲0.18		水供給・生産	0.73		計測機器・事務機械製造	1.17
	ゴム製造	▲0.19		印刷・記録媒体製造	0.62		有色金属採掘	1.17
	電気機械・機器製造	▲0.22		皮革・毛皮・羽毛	0.45		皮革・毛皮・羽毛	0.92
	農産物食品加工	▲0.35	_	工芸品	0.43		ゴム製造	0.89
_	木材加工・その他製品	▲0.39	_	非金属採掘	0.42		化学繊維製造	0.69
	工芸品	▲0.40		ガス生産・供給	0.42		文教体育用品製造	0.45
	プラスチック製造	▲0.49		家具製造	0.35		水供給・生産	0.44
	飲料製造	▲0.64		ゴム製造	0.35		廃棄物処理・リサイクル	0.35
	非金属採掘	▲0.92		化学繊維製造	0.29		ガス生産・供給	0.21
	紡績	▲ 1.63		廃棄物処理・リサイクル	0.21		石油・天然ガス採掘	0.13
	タバコ製造	▲3.05		文教体育用品製造	0.17		その他採掘	0.03
39	交通運輸機械製造	▲ 4.62	39	その他採掘	0.02	39	タバコ製造	0.01

(資料)『第一次中国経済普査2004』、『第二次中国経済普査2008』より作成

図表24 所有形態別にみた建設およびサービス業における企業規模と収益性

	1 社当	たりの営	業収入	(万元)	就業者1	人当たり	営業収入	(万元)
	国有	有限責任	株式有限	私営	国有	有限責任	株式有限	私営
建設業	14,554	6,653	8,084	1,245	26	20	19	13
交通運輸・倉庫・郵政	6,578	2,826	6,881	839	31	30	53	31
情報・通信技術	8,498	1,445	9,772	172	55	46	70	20
卸売・小売	9,238	3,659	11,540	897	222	176	254	92
ホテル・レストラン	683	770	679	288	10	10	10	10
金融	45,019	4,510	40,883	328	136	87	114	26
不動産	1,664	2,210	2,066	937	37	73	65	47
レンタル・ビジネスサービス	2,383	827	1,801	247	30	31	45	22
科学研究・技術サービス・地質調査	2,541	1,466	2,610	224	41	48	50	18
水利・環境・公共設備管理	1,056	837	825	363	19	20	19	19
住民サービス・その他サービス	428	316	261	158	13	11	13	12
教育	342	351	263	158	11	14	11	10
衛生・社会保障・社会福祉	1,369	969	803	217	16	16	12	11
文化・体育・娯楽	1,844	786	1,143	200	34	24	29	13

(資料)『第二次中国経済普査2008』より作成

び「株式有限」の台頭は私営企業の発展の結果ではなく、国有企業の自己増殖の結果という側面が強いようにみえる。

近年の不動産市場の過熱は、奇しくもこの自己増殖が経済に深刻な影響を与えうることを露呈した。国務院国有資産監督管理委員会(SASAC)は、2010年3月、不動産が主力事業ではない「中企」78社を不動産市場から撤退させると発表した(注9)。SASACは、「中企」が市場の過熱を引き起こしている一因と判断し、700社を超える不動産子会社を373社に減らしたこと、そして、中国建築工程総公司、中国鉄路工程総公司、中国鉄路工程総公司、中国鉄道建築総公司、中国十化集団公司、中国集団有限公司、中国冶金科工集団有限公司、中国水利水電建設集団公司など「中企」16社だけを不動産業を主力にする企業と認定したと発表した。

これは不動産市場の沈静化に向けた政府の 取り組みを誇示するものとして発表されたも のの、同時に実に「中企」の7割およびその 子会社700社が不動産開発事業にかかわって いることを明らかにするものでもあった。不 動産事業は低所得者向け住宅の開発という目 的でない限り、本来、国有企業が主導すべき 分野とはいえない。それでも16社については 不動産業を主力とする企業と認定せざるを得 なかったことは、「中企」がいかに不動産開 発に深く関与しているかを示している。 SASACは2011年3月に新たに「中企」5社 を不動産業主力企業として認定した。中国国 内でも、政府が「中企」はもちろん子会社を 通じて行う不動産開発を本当に抑制出来るか が疑問視されている(注10)。

(3) 「民進」の実態―「西高東低」の虚実

最後に民間企業の基盤を形成する私営企業に目を向けてみたい。中国では、鄧小平による「南巡講話」(1992年)によって、"白猫であれ黒猫でも鼠を捕るのが良い猫である"という「白猫黒猫論」が改めて強調されたことで、私営企業と自営業が急速に増加した。センサス2008によれば、前者は4割が製造業、3割が卸売・小売業に、後者は5割が卸売・小売業に従事している。私営企業と自営業の違いは就業者が7人を上回るか否かである。両者とも、現段階ではイノベーションを牽引する中国経済の主役というより、農村からの出稼ぎ労働者の受け皿、あるいは、雇用の調節弁として機能しているに過ぎない(三浦[2012])。

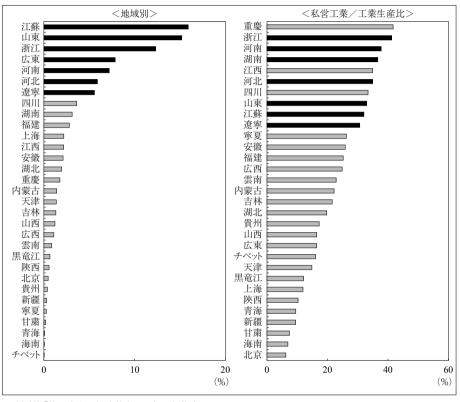
しかし、私営企業は市場経済の萌芽、自営業はその孵らん機と位置づけることも可能であり、私営企業の発展度は市場経済化の熟度を測る指標にすることが出来よう。私営企業の1社当たり就業者数は25.7人に過ぎず、企業規模はもちろん銀行融資へのアクセスなどで国有企業に遅れをとっている(三浦[2012])。以下では私営企業の地域別分布を明らかにすることで、「民進」の実態を明らかにしてみたい。

図表25は、工業生産における私営企業の地域別分布をみたものである。左図は私営企業の工業全体に占める各省・市・自治区の割合

を、右図は各省・市・自治区の工業生産に占める私営の割合を示した。左図の上位7省で私営全体の7割を占める。このことは就業者や利潤総額についても言える。

工業生産における私営企業の地域別分布にはかなりの偏りがある。共産党の意図する市場経済化が全面的な「国退」を意味しないのと同様に、「民進」も全面的なものとはいえない。これは私営工業が製造業に集中していることに起因している。図表26は、横軸に製造業生産額に占める各省・市・自治区の割合を、縦軸に図表25左図のデータをプロットしたものである。各省・市・自治区の私営工業の規模はそれぞれの製造業の規模によって決まる。西部の省・自治区における私営工業の発展が遅れているのは、製造業そのものが育っていないためである。

図表25右図は、左図と重複する部分もあるが、両者の相関はそれほど明確ではない。理由としては、下位の省・市・自治区では私営以外の国有および外資の割合が高いことがある。下位に北京、上海、広東といった経済発展の進んだ地域と甘粛、新疆、青海などの経済発展の遅れた地域が混在しているのは、前者においては有力な国有ないし外資企業が工業生産において大きなシェアを占めるのに対し、後者では工業を担うのは国有企業しかないという事情が働いているためである。なお、重慶における私営工業の割合が高いのは、私営企業を中心とするバイク製造業の集積が形



図表25 工業生産における私営企業の地域別分布(2008年)

(資料)『第二次中国経済普査2008』より作成

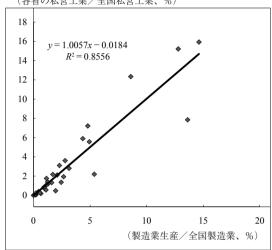
成されているためである。

経済発展の進んだ地域ほど私営企業が発展しているという現象が見られないことが、中国の「民進」の特徴である。このことは、かつて東アジアでみられた雁行的経済発展が中国でもみられる。すなわち成長率の高い地域が沿海部から内陸部に移る「西高東低」(関[2009])が「国退民進」ではなく「国進民退」によってもたらされているという重要な事実を示唆する。

図表27は、中西部の成長率が東部の成長率を上回り始めた2007年から2010年における固定資産投資伸び率の所有形態別寄与度をみたものである。伸び率としては、中西部が東部を大幅に上回り、投資が「西高東低」の推進力であったことが分かる。問題は所有形態別の寄与度である。西部は東部に比べ、私営企業および自営業による寄与が低い。投資の源泉が「西部大開発」などの国家プロジェクトによるものであることを考慮すれば当然と言える

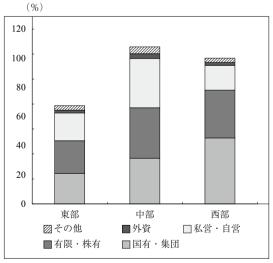
図表26 省・市・自治区別にみた私営工業と製造業の分布

(各省の私営工業/全国私営工業、%)



(資料)『第二次中国経済普査2008』より作成

図表27 固定資産投資の伸びに対する所有形態 別寄与度



(注) 伸び率は名目ベース、地域分類は国家統計局の基準に 従う。

(資料)『中国統計年鑑』(各年版) より作成

が、雇用を生まない重工業投資偏重の成長パターンや格差拡大に「国進」による「西高東低」 が与えている影響は少なくないと思われる。

- (注9)「中央企業78社を不動産事業から撤退させる=国資委」 毎日中国経済2010年3月22日新華社日本語版(http:// www.xinhua.jp/socioeconomy/249138/)
- (注10)「中央企業の不動産事業撤退政策「央企退市」4つの疑問点を検証」毎日中国経済2010年3月26日新華社日本語版(http://www.xinhua.jp/socioeconomy/economy/249597/)

おわりに

次期指導部において「国進民退」の再評価がなされるか否かは不透明である。第12次5カ年計画(2011~2015年)では、「基本経済体制の堅持・充実」として章を設け、①国有企業改革の深化(第45章第1節)、②国有資産管理体制の整備(同第2節)、③非公有制経済発展の支援と誘導(同第3節)が掲げられた。国家資本の重要業種への一層の集中や独占業種における市場参入条件の緩和などが明記されているが、これだけでは共産党と政府が「国進民退」を是正する必要性を意識しているかどうかは判然としない。

一方、「中企」を管轄する国務院国有資産 監督管理委員会(SASAC)の5カ年計画(2011 ~2015年)(注11)は明快である。同計画に おける核心的目標は世界一流の企業を作るこ とにあると明言している。SASACのホーム ページには、フォーチュン誌の世界トップ 500企業にラインインした企業が2001年の6 社から2011年に38社に増えたことが誇らしげ に掲示してある。国家資本を経済の骨幹にか かわる分野に集中させることで経済全体に対 する支配力を強め、さらには世界市場に打っ て出るという戦略は不動のようである。

世界トップ500社に名を連ねる資本主義国 の企業のほとんどは株式企業であり、企業に よって差はあるものの、町工場やガレージが 起業のスタートであった。中国の場合、国家 が国内市場の独占を許容するとともに有形無 形の支援を行うことで、こうしたプロセスを 一気に飛び越そうというわけである。資源や エネルギー産業を国有企業に担わせることで 巨大国有企業と小規模私営企業が並存する構 造は開発途上国では決して珍しくない。また、 リーマン・ショック後、先進国でも国を代表 する企業が国有化されるという事態が発生し た。しかし、党および政府の正当性を顕示す るため、それらの企業群を国有としたままで 世界市場を勝ち抜こうという国は中国をおい てほかにない。

この野心的な戦略が経済発展モデルの転換という高次の政策目標の妨げになっていることは明らかである。胡錦濤―温家宝体制下では「和階社会」の実現が叫ばれ、社会保障制度の拡充など分配面の制度整備が進められたものの、「和階社会」は供給サイドの改革なくしては決して実現しない。共産党および政府は、早晩、以下の3点について議論せざるを得なくなるであろう。

第一は国有として保持すべき分野について

の再確認と新たな線引きである。1999年の「国有企業の改革・発展の若干の重要問題に関する決定」では、①安全保障にかかわる産業、②自然独占産業、③公共財・サービスの提供にかかわる産業、④基幹およびハイテク産業について国有企業が主導するとされた。しかし、実際には、軽工業、建設業、サービス業においても国有企業が依然として相当の割合を占めている。

これは、国有資産監督管理委員会 (SASAC) の多重構造、つまり、省や県レベルでも SASACが存在することによるものであろう。 仮に1999年の決定どおりに民営化を進める と、地方のSASACは存在そのものが否定さ れることになる。「国退」を促すためには SASACの一本化が不可欠である。また、自 然独占と金融の独占の見直しも重要である。 自然独占は鉄道や電力など初期投資が莫大 で、規模の経済が働くことから独占が許容さ れる産業であるが、不動産業を主力とする「中 企」に多くの鉄道関連企業が入っているよう に、もはや自然独占を容認する合理的理由は 見当たらない。また、株式有限の形態をとり ながらも政府が支配している金融セクターの 改革も不可避である。

第二は所有形態や企業規模に依存しない公 平な競争環境の創出である。基幹産業独占の 弊害は大きい。これらの独占企業はエネル ギー、交通、通信などの料金を通じていつで も国民に負担を求めることが出来る。料金の 引き上げには政府の事前承認が必要となるが、政府は何が適正な料金が判別出来ない。金利についても同様のことがいえる。仮に国有企業が市場金利で融資を受けていれば、その利益のほとんどがなくなるという研究(Ferri and Liu [2009])があるように、基幹産業を牛耳る巨大国有企業と政府が支配する銀行はいずれも"最終的には政府が救済に乗り出す"という「ソフトな予算制約」下にある。

第三は「国有および国有持ち株」企業に対するガバナンスの強化である。「中企」による不動産ビジネスへの関与をみても、国有資産監督管理委員会(SASAC)によるガバナンスはほとんど機能していない。背景には、企業幹部の人事が共産党によって決められていること、また、「中企」が産業政策の担い手になっていることがある。そうした政治あるいは政策要因が入り込んでくると、SASACが経営を監視することは不可能である。政府持ち株の一層の放出や外資や民間企業との競争など、外部から経営改善に対するインセンティブを与えるメカニズムの強化が求められる。

(注11) 国務院国有資産監督管理委員会 中央企業 "十二五" 発展 (http://www.sasac.gov.cn/n1180/ n12534878/n14120842/index.html)

参考文献

(日本語)

- 1. イアン・ブレマー [2011] 『自由市場の終焉 国家資本主 義とどう闘うか』 有賀裕子訳 日本経済新聞社
- 2. 今井健一編 [2002] 『中国の公企業民営化―経済改革の 最終課題―』アジア経済研究所 (http://www.ide.go.jp/

- Japanese/Publish/Download/Topics/47.html)
- 3. 関志雄 [2009] 「西高東低型に転じた中国における経済成長一現れ始めた国内版雁行形態の効果―」中国経済新論 独立行政法人経済産業研究所 (http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/090605ssqs.htm)
- 4. 関志雄 [2006] 「国有企業は誰のものか―コーポレート・ガバナンスを確立させるために―」中国経済新論 独立行政法人経済産業研究所 (http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/060728-1sangyokigyo.htm)
- 5. 三浦有史 [2012] 「中国の社会不安定化と発展モデル転換を阻むインフォーマル・セクターの拡大」日本総合研究所 『Business & Economic Review』2012年3月
- 6. 三浦有史 [2011] 「インフラ輸出成長戦略の再構築—OOF とODAの課題と益割」日本総合研究所『Business & Economic Review』2011年11月号
- 7. 三浦有史 [2010a] 「胡錦濤政権の理想と現実―第11次5 カ年計画の達成度を評価する」日本総合研究所『環太平 洋ビジネス情報RIM』2010年Vol.10 No.37
- 8. 三浦有史 [2010b] 『不安定化する中国 成長の持続性を 揺るがす格差の構図』東洋経済新報社

(基語)

- EBRD [2011]. Transition Report 2010 Recovery and Reform (http://www.ebrd.com/pages/research/publications/ flagships/transition/archive.shtml)
- 10. Ferri, G and Li-Gang Liu [2009]. "Honor Thy Creditors Beforan Thy Shareholders: Are the Profits of Chinese State-Owned Enterprises Real?", Asian Economic Papers, Fall 2010, Vol. 9, Hong Kong Institute for Monetary Research (http://www.hkimr.org/general_papers.asp?year_range_ id=10&id=210)
- IMF [2011] PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA 2011 ARTICLE IV CONSULTATION, IMF Country Report No. 11/192
- 12. Liao, C [2011]. The Governance Structure of Chinese Firms Innovation, Competitiveness, and Growth in Dual Economy, Springer
- Seng, J [2010]. Regulating China's Corporate Control Transactions: Accountability of Transition to Investor Protection Centered Regulatory System, The University of Hong Kong (http://hub.hku.hk/handle/10722/132161)
- 14. Szamossxegi, A and Kyle. C [2011]. An Analysis of State-owned Enterprises and State Capitalism in China, U.S.-China Economic and Security Review Commission
- 15. Yao, Y [2010]. "The End of the Beijing Consensus Can China's Model of Authoritarian Growth Survive?", Foreign Affairs, February 2, 2010 (http://www.foreignaffairs.com/ articles/65947/the-end-of-the-beijing-consensus)

(中国語)

16. 鐘偉 [2004] 「経済調控=国進民退?—2004年1—6月宏 観経済調控述評」首都経済貿易大学『当代経理人』 2004年第7期